

## 第58号議案

中野区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の  
一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和6年6月13日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

## 中野区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

中野区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年中野区条例第31号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、改正前の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。